

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社アマダ			コード	6113
提出日	2025/6/4	異動（予定）日	2025/6/26		
独立役員届出書の提出理由	2025年6月26日開催予定の第87期定時株主総会において、新任の社外取締役1名が選任され就任する予定のため				
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	青木 優和	社外取締役	○													○	新任	有
2	小部 春美	社外取締役	○													○		有
3	笹 宏行	社外取締役	○													○		有
4	千野 俊猛	社外取締役	○													○		有
5	西浦 清二	社外監査役	○													○		有
6	望月 晶子	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		青木優和氏は、株式会社日立製作所において代表執行役副社長を務められた経験から、グローバル企業の経営者としての見識と、製造業における技術・開発に関する豊富な知見を有しております。以上の点を踏まえ、同氏の経験と知見に基づき、当社の経営に対して有益な助言をいただくなど、当社の社外取締役として職務を適切に行うことができる人材と判断しております。また、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に抵触せず、当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
2		小部春美氏は、女性初の国税局長として広島国税局長を務められる等、長年にわたり財務省において要職を歴任し、国内外における豊富な経験と高度な専門知識を有しております。以上の点を踏まえ、同氏の経験と知見に基づき、新しい観点から有益な意見や提言をいただくなど、当社の社外取締役として職務を適切に行うことができる人材と判断しております。また、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に抵触せず、当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
3		笹宏行氏は、オリンパス株式会社において代表取締役社長を務められた経験から、グローバル企業の経営者としての見識と、製造業における技術・開発に関する豊富な知見を有しております。以上の点を踏まえ、同氏の経験と知見に基づき、当社の経営に対して有益な助言をいただくなど、当社の社外取締役として職務を適切に行うことができる人材と判断しております。また、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に抵触せず、当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
4	千野俊猛氏は、当社の取引先である株式会社日刊工業新聞社の出身者でありますが、2011年3月に同社の相談役を退任されてから10年以上が経過しております。	千野俊猛氏は、株式会社日刊工業新聞社において編集者を経て社長を務められた経験から、企業経営者としての専門知識及び産業界に関する見識を有しております。以上の点を踏まえ、同氏の経験と知見に基づき、当社の経営に対して有益な助言をいただくなど、当社の社外取締役として職務を適切に行うことができる人材と判断しております。また、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に抵触せず、当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
5		西浦清二氏は、税務署長等を歴任した経験を持ち、税理士として企業税務に精通していることに加え、財務及び会計に関する高度な専門的知見を有しております。以上の点を踏まえ、同氏は直接会社の経営に関与したことはありませんが、同氏の経験と知見に基づき、当社の監査体制に対して有益な助言をいただくなど、当社の社外監査役として職務を適切に行うことができる人材と判断しております。また、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に抵触せず、当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
6		望月晶子氏は、弁護士として豊富な経験と専門知識を有するほか、公益活動に注力する等、人権保護の観点でも高い見識を有しております。以上の点を踏まえ、同氏は直接会社の経営に関与したことはありませんが、同氏の経験と知見に基づき、当社の監査体制に対して有益な助言をいただくことができる適切な人材と判断しております。また、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に抵触せず、当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

社外役員は、当社が独自に制定した「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に基づき、会社法上の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性基準」を充足する者を選任しております。なお、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」及び「社外役員の独立性基準」は、当社ホームページに掲載することにより開示しております。

【コーポレート・ガバナンス体制】 <https://www.amada.co.jp/ja/ir/cg/cg/>

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。